

早稲田大学
図書館所蔵 市島謙吉編 「大隈家収蔵文書」(抄録) 下

早稲田大学史資料センター編
『大隈重信関係文書』編集担当

本稿(下) 収録の「収蔵文書」書翰一覧

203

	収録冊	書翰冒頭の PDF番号	差出人	宛先	年月日	
1	第五冊	一一	黒田清隆	大隈重信	(明治二十一)年七月三十一日	
2	第五冊	一九	黒田清隆	大隈重信	明治二十九年十月二十一日	
3	第七冊	一一三	佐野常民	大隈重信	(明治四)年二月十一日	
4	第七冊	八一	佐野常民	大隈重信	(明治七)年一月二十八日	第二卷 三三九頁
5	第七冊	一〇八	佐野常民	大隈重信	(明治十九)年八月十八日	
6	第一冊	一一五	三条実美	大隈重信	(明治二)年七月十九日	
7	第一冊	三一	三条実美	大隈重信	(明治六)年九月二日	

24	第七冊	五	寺島宗則	大隈重信	明治十二年六月二十日	
23	第七冊	四	寺島宗則	大隈重信	(明治)十二年五月九日	
22	第七冊	一〇	寺島宗則	大隈重信	(明治二)年七月二十四日	
21	第五冊	二四	太政官書記官	大隈重信	(明治)十二年二月二十七日	
20	第五冊	二一	太政官書記官	大隈重信	明治十一年四月七日	第三卷三一頁
19	第一冊	四五	太政官書記官	大隈重信	(明治)十年四月十三日	
18	第一冊	二六	三条実美	大隈重信	(明治十四)年()月()日	第四卷三四五頁
17	第一冊	八一	三条実美	大隈重信	(明治)十四年十月十一日	第四卷三七一頁
16	第一冊	四九	三条実美	大隈重信	明治十四年三月十四日	
15	第一冊	五	三条実美	大隈重信	(明治十二)年(十)月()日	
14	第一冊	六八	三条実美	大隈重信	明治十一年十一月九日	
13	第一冊	八二	三条実美 岩倉具視	大隈重信	(明治十)年九月二十七日	
12	第一冊	一一一	三条実美	大隈重信	(明治九)年五月八日	第三卷一九一頁
11	第一冊	一二五	三条実美	大隈重信	(明治九)年一月八日	第三卷一七七頁
10	第一冊	八三	三条実美	大隈重信	(明治八九)年五月十二日	
9	第一冊	一二三	三条実美	大隈重信	(明治七)年十二月十六日	
8	第一冊	一〇七	三条実美	大隈重信	(明治七九)年十二月十四日	

25	第五册	二三	徳大寺実則	大隈重信	(明治)十一年四月十五日	
26	第五册	二七	徳大寺実則	大隈重信	明治十三年十一月十一日	第四卷二七一頁
27	第五册	二九	徳大寺実則	大隈重信	(明治)十三年十一月二十日	第四卷一七七頁
28	第五册	三三	徳大寺実則	大隈重信	(明治十三)年十二月十日	
29	第五册	三一	徳大寺実則	大隈重信	(明治)十四年七月十四日	第四卷一八五頁
30	第四册	六八	富岡敬明	大隈重信	明治十一年六月十一日	第三卷三四八頁
31	第十册	八〇	福沢諭吉	大隈重信	(明治十二)年五月五日	
32	第十册	八九	福沢諭吉	大隈重信	(明治十二)年七月八日	
33	第十册	九七	福沢諭吉	大隈重信	(明治十二)年十二月十二日	
34	第十册	一二八	福沢諭吉	大隈重信	(明治十二)年()月二十七日	
35	第十册	一一九	福沢諭吉	大隈重信	(明治十二)年一月三十一日	
36	第十册	一一四	福沢諭吉	大隈重信	(明治十二)年三月十五日	
37	第十册	一二六	福沢諭吉	大隈重信	(明治十四)年三月十日	
38	第二册	一五	森有礼	大隈重信	(明治十二)年十二月十六日	
39	第十册	一四	山県有朋	大隈重信	(明治十二)年五月二十二日	第三卷三三一頁

1 黒田清隆書翰 大隈重信宛

明治二十九年十月二十一日

(明治二十一年)年七月三十一日

拝読 然者来十一月三日天長節に付、貴官邸に於て祝宴御開に付御案内に預り欣然奉存候。

拝啓 昨朝者尊来其折御談示之兌換銀行条例改正者只今御裁可相成申候間、取敢す御通報申上候。大蔵大臣へ者

自ら閣下より御通電之事と存し、態と差扣置候に付左様

御了承可被下候。此旨艸々敬具

明治廿九年十月廿一日

黒田清隆

七月卅一日

大隈外務大臣殿

清隆

大隈大臣殿

〔編者註〕「封筒表裏同様に付略す」と書き込みあり。

〔封筒表〕外務大臣大隈重信殿至急親展

〔封筒裏〕黒田清隆

3 佐野常民書翰 大隈重信宛

2 黒田清隆書翰 大隈重信宛

(明治四)年二月十一日

謹啓 過日はドツク開首尾能被相濟奉恭賀候。扱今日より大坂御出張之趣造幣局御開発御盛行と奉歎悦候。御発途前是非參殿之含御座候処、四五夜前より毎宵悪寒発作有之、随て頭痛も相増平臥罷在何分にも參上出来不申に付、乍心外御無礼申上候。頑固之病症更に清快不仕誠に以困却仕候。折角御懇配も被下候末に付可成丈勉勵之心得に御坐候処、右病苦に而更に意の如くならず実に御申訳も無之次第に御坐候。

○申上迄も無御座候得共、如斯危険之世態に付御出坂中尚又嚴重に御戒心為天下奉懇願候。

○馬渡江乍憚可然御鶴声奉願候。

○過日御内諭之一条未必適之人柄考当り不申、いつれ御婦京之上可申上候。

此段御断旁卒度申上度。頓首拝

二月十一日

佐野拝

大隈明台

〔卷封〕御内覽

4 佐野常民書翰 大隈重信宛

(明治七) 年一月二十八日

御内覽

謹啓 益御壯健御奉職奉敬賀候。二に拙生義本月十三日より羅馬府滞留依旧奉務罷在候条、乍憚御降意可被下候。陳は大使一件御帰朝後追々御改正之御都合承知仕、逐日隆盛之御政治に御進歩之儀と奉遙察候。併副島卿其外退任右は無拠御都合に由り候儀に可有之候得共、実有力者之退職且は長官之動搖等掛念仕而已に御坐候。追々帰朝之人々より御承知可被下、博覧会も先は無滞相濟み当今手残り之事務且者研究方何れも勉勵罷在候。是も可成三月迄に取切候心組に而夫々差配致し置候。是全く閣下之御高配を以御増額且六千円之義も御聞濟相成候

故目的通相運、現今我民間急需之學術産業多少会得、御趣意幾分かは是非貫徹候様可致と日夜苦慮罷在候。扱当御用向に付而は御承知通事務官始一統初発より之勉強、殊に在澳中之勤筋自他洋行之官員等とは振合大に致相違候勤勞に有之、何れ婦朝之上巨細申上儀³には候得共、先婦山高始之身上宜敷御含置被下度。尤婦朝之上今般之御盛挙数十万金御費用相成候功蹟⁴可成相立候通、夫々相纏候心組にて諸件手を付罷在候間、結尾迄は何れも必用之人々に有之候間此段も御含置可被下候。

河瀬新公使更に第二等特命全権公使に被任伊国在留被命航海中之由、一体は本月廿四日マルセール着港可相成処途中機関相損セーロン島滞船、次便を待来月七日着港之由メッサジール会社より得報知候。就而来月中旬に者交代相済し帰澳可仕と存候。同人儀最前は伊奥兩國⁵在留御下命之由に付双方共交代と心得居候処、前文之趣に付澳国は渡辺書記官江代理相托、都合次第帰朝致し候様御差図新公使江御含を。相成居候事と同使之来着期待仕居候。澳国の方諸件大略四月迄には相纏り可申に付、五月

中には引払出来候見渡し御座候⁷。就而は引払前御内願仕度一事有之候。訳は拙生弁理公使に而維府罷越候義。甚不都合に有之、回国在留之各国公使は大使五人其他は都而全権公使に有之、弁理公使は独逸小邦之内唯一人暫時相詰居候而已に而⁸、御国柄右等小邦之公使よりも末座に相列る而已ならず、礼式に依り全権公使よりは引分け別席に被致候事も有之甚不体裁に御座候。就而は早速其段外務省江公然申越度候処不肖之拙生素り其任に適せず、且は嫌疑之筋も有之に付相扣居、帰朝に相臨去十一月初旬之便に而交代之公使は全権公使にて被差越度申越、其後河瀬弁理公使被命¹⁰候旨申来候に付又々同様申立置候処行違ひ、今便にて同人再命之段承知仕候。就而は伊国之儀は至極都合宜敷候得共、澳政府之儀は弁理公使之名目相残し引払候而は多少交際上不都合に相見、且拙生江差急交代被差越候故不首尾にて引払候と内外人共見認候も不少様子なり。勿論不肖之拙生職務上不行届は多分可有之、尤双邦之交際上并博覧会にて御国誉之揚否等は公論も可有之に付、篤と御聞繕之上自然不都合之次

第も無之候は者、一応河瀬其外同様之拜命被仰付然る後引払候得者、澳政府に対し至極都合宜敷と相考申候。右は唯今之位置と同等にも有之、旁不顧嫌疑御内願申上儀に而、全く拙生利名之為に無之段は幾重にも御洞察可被下候。右閣下に御内願仕候は拙生身上に干係之義を申出、自然拙生¹¹之素志と行違ひ等致し候而は不本意之次第と相考呈内書候間、其当り御賢察之上可然と御同意被下候は者速に御配慮之程奉仰候。

渡辺昇級之義も去十月申越置、右は定而過其運相成候義とは存候得共、万一千今無其儀候は者是亦御高配奉仰候。是以昨春連越之事情も御了知之義に付御願仕候¹²。尚委曲者上野少輔承諾之筋に御座候。

明後年米國博覧会之儀定而過彼政府より申立相成候事と存候。右は如何之御治定に候哉。縦ひ出品之多少は何れ共全然御断は交際上難被成¹³筋に可有之歟。依而御領諾相成以上は昨年之御盛筈に比すれば其費は半にして其功は倍し候様、且其際に乘し御國之産業一際進歩候様¹⁴旁御施設相成度、就而は可成早目に御手廻し之方可然と奉

存候。拙生帰朝之上は廉々愚考申上度と調子は相付置候得共、今少し致延引候に付而は塩田其外より当節之振合等申上候様相含置候間、御聞取宜敷御賢考被下度候。別冊米政府之布告書者過御入手之儀¹⁵とは存候得共為念差上申候。

御蔭に一ヶ年滞留諸件少々は取調出来候に付、帰朝之上夫々申上度と彼是勉強罷在候。尤拙生にも旧年之肝臓閉塞病去秋以来再発漸々脹大、当月初に到りては眼中は勿論惣身黄色を發し歐洲之土と相成申と存居候処、幸ひに治療適當昨今大に快方に赴き、此分なれば無事帰朝出来可申、但此病症には独逸カールスバツトと申処之湯治世界第一の相応する方法の由に付、都合次第右療養を加へ帰朝仕度心得に御座候¹⁶間、此段御含置可被下候。先以右件々¹⁷御内々申進度。敬具

一月廿八日

佐野常民

大隈参議閣下

尚以御内政様江可然御鶴声奉願候。以上¹⁸

【史籍協会本】 1 大使一件↓大使一行 2 御坐候↓御座候

3 申上儀↓申上義 4 功蹟↓功績 5 伊奥両国↓

伊奥両国 6 御含を↓御含みも 7 見渡し御座候

↓見渡御坐候 8 罷越候義↓罷越候儀 9 而已に

而↓而已にて 10 公使被命↓公使江被命 11 拙

生↓拙者 12 御願仕候↓御内願仕候 13 難被成↓

難相成 14 進歩候様↓進歩候 15 入手之儀↓入手

之義 16 御座候↓御坐候 17 右件々↓各件々

18 以上↓已上

間、此ものへ御附与被下度相願候。

○熱海御湯治は何日より弥御発程に候哉。一寸使の者へ御口上に而被仰示度候。此段旁御願申進候也。

八月十八日

常民

大隈明台

6 三条実美書翰 大隈重信宛

(明治二)年七月十九日

5 佐野常民書翰 大隈重信宛

(明治十九)年八月十八日

謹呈 先晩は参殿乍例御雑作相成深厚奉謝候。其節奉入貴覽候博愛社文字摺入れ之石板雛形持帰り候儀致失念候

要用至密 以略楮申陳候。庄内藩献金之儀窃に内情伝聞候処、五十万両之中半高者外国より借入候よし。万一右様之次第にては他日之弊害如何可有之歟以之外之義と存候間、極密伝説之儘申入候。右等之情実は承知之事に候哉。此度外国々債も有之、献金御受納に相成候ても積り又国債と相成候ては甚以如何之次第に存候間、此段密々

申入候。早々一筆回答承度候事。

七月十九日

〔卷封〕大隈大藏大輔殿至密 右相

8 三条実美書翰 大隈重信宛

(明治七九) 年十二月十四日

7 三条実美書翰 大隈重信宛

(明治六) 年九月二日

明日汽船出發之義者延引有之度。小四十万兩價金謝却否之決定は明朝迄に大久保へも談之上可申入候に付、夫迄發艦見合可有之候。此段早々申入候也。

十二月十四日

実美

弥清康大賀候。然者拙者義墨田川辺橋場村に一小莊を得候間、来六日各位若閑暇に候は、来臨有之候様致度候。

大隈殿

最早大使帰朝にも相成候は、彼是互に繁多と存候間、其前一夕得寛晤度候。於領諾者幸甚此事に候。草々不備

九月二日

実美

9 三条実美書翰 大隈重信宛

(明治七) 年十二月十六日

大隈参議殿

二伸 同僚各位へも伝達願度候。

償金一件大久保打合之上先以別紙岩倉書面之通取極候間、此段申進候也。

十二月十六日

実美

大隈殿

〔別紙〕

(岩倉公筆跡)

拝啓 今朝早々大久保出會方申談し候処種々次第も候得共、荒増左之通り決し申候事に候。

○大体之所追々得と御評議之上御決し可然。

○即時償金は請取候而上海バンクに預け置可申候。右は

大久保より領事品川江往反之義に約し申候。

○請取方とし而出帆之事は暫時御見合之義に決し候。

(以下切断紙面ナシ)

(明治八九)年五月十二日

過日及内達候儀に付き書面細答之趣致披見候。爾後御所
 勞逐日快方には候得共、未全癒に不到此機接生肝要之場
 合に有之趣医師も申聞候に付、今暫病魔全降迄賜暇接養
 被致度申出之趣委曲領承致候条、此上無心置精々加養可
 有之候。右御答。勿々申入候也。

五月十二日

太政大臣

大隈參議殿

11 三条実美書翰 大隈重信宛

(明治九)年二月八日

10 三条実美書翰 大隈重信宛

別紙陸軍卿より申立相成候に付差回申候。機密事件に付

從拙者直に掛合申候。早々回答可有之候。艸々不具

一月八日

実美

大藏卿殿

別紙仮渡之義表面其筋より相達候義に候は、来答之趣により史官より相達可申候。

〔別紙〕

別途金額御渡相成度旨上申

今般特命全権弁理大臣朝鮮国へ被差遣候に付而は御内沙汰之品も有之、右に付於当省臨時調整可致物品数多之分夫々急場差手¹及び日々仕払に差臨候処、本年定額御減少に付同額を以一時操替²之儀難出来現今甚差支候付、右費用宛非常費として金拾五万円大藏省に於て別途仮渡相成度此段相伺候也。

明治九年一月七日

陸軍卿 山県有朋

太政大臣三条実美殿

〔封筒表〕 大藏卿殿至急親展 実美

【史籍協会本】 1 差手↓着手 2 操替↓繰替

12 三条実美書翰 大隈重信宛

(明治九)年五月八日

弥清康大賀候。然者禄制再調評議之義下官所勞延引相成恐懼之次第に候。明日は大抵出勤相整可申と存候間参院候は、評議を遂可申候。猶各省定額之義も取調相整候は、早速差出し有之度候。各省之意見も可有之に付差急き不申而は御巡幸前差支候に付此段も申入候。恐々不具¹

五月八日

実美

大隈殿

【史籍協会本】 1 恐々不具 ↓ 急々不具

13 三条実美・岩倉具視書翰 大隈重信宛

(明治十) 年九月二十七日

御降誕皇子御住居の爲め徳川家達邸地別途御出方にて御買上げ之儀、別紙之通宮内卿より内議に付、一応及御照会候条御見込之処至急御回答有之度候也。

九月廿七日

大隈参議殿

14 三条実美書翰 大隈重信宛

明治十一年十一月九日

今般北陸東海兩道御巡幸被爲濟、本日還幸に付而は供奉の面々へ明十日より一十日の間休暇を賜り候条、此旨及御達候也。

明治十一年十一月九日

三条太政大臣

大隈参議殿

15 三条実美書翰 大隈重信宛

(明治十二) 年 (十) 月 () 日

具視

実美

別紙外務卿より受取候間入内見候也。

実美

大隈殿

〔別紙①〕

井上馨書翰 三条実美宛

(明治) 十二年十月二十五日

在清国宍戸全権公使よりピットマン談話之模様別紙写之
通以別情報稟有之候条、此段上申候也。

十二年十月廿五日

井上外務卿

三条太政大臣殿

〔別紙②〕

宍戸璣書翰 井上馨宛

(明治十二) 年十月五日

奉拝啓候。不被為変御職務御多忙と奉遥察候。扱畢徳曼
氏来着後之様子は別信を以申上候に付、巨細御承知被下

候御事と奉存候。其余之事は春畝君へ復書中に委曲申述
置候付此また御回覧被下候御事と奉存候。承り候へは何
如璋は横浜へ参り居よし、避病院旁参り候事に可有之、
只今急に引払と申訳に無之事は当地総署之様子に而も知
れ申候。いつれ畢徳曼近日出候て帰途に就き候故、巨細
御承知被成候御事と奉存候。尤先日総署より照会之通
り、大員派遣之談判もいつれ少々は支那之面皮も立呉候
事と総署に而は思居候事かと被存候間、御疎は無之事な
から御考慮被成置度奉願候。

グラランドも両邦へいつれも不失和様にと勧め置候ものと
被存候。総署より照会文中之意と内務卿より小官へ私信
中切言切告云云とを照し見候へは、総署輩之思想も大略
想像被致候事かと奉存候。思出し候儘申上置試候也。余
は讓後鴻候也。頓首

十月五日

追而時下御保蓄專一に奉存候。杉山様へもよろしく奉希
候也。

璣

井上盟台閣下

〔別紙③〕

宍戸璣書翰 伊藤博文宛

(明治十二) 年十月五日

去月廿六日福島安正事英人畢德曼氏同道にて北京来着、
八日十二日御仕出之御書面并に覚書共印刷三本奉取手
候。右に而グラント氏へ御談話之様子等明了いたし申
候。去月廿二日爰元より井上外務卿へ私信中に而申出置
候通り、支那総署之所謂有明白事理之人出而主持公道
云々は、暗にグラント氏を頼み申出たる事に相違無之
候。此回畢德曼氏威妥并にハルト氏に面談之趣は大略別
信を以外務卿へ申出候付、素より入御覽候事と存候間右
に而御承知可被下。尤威妥申候には球島之件総署より未
た為何談話は無之候へとも、入京之節天津に而季鴻章(季)よ
り球島一件巨細承知いたし候へ共、偏聴に而は何とも返
答いたし兼候と申置候処、球島先年仏国と条約相結居候

処に而は独立の一国と相認居候段申居候よしに御坐候。
尤此回御持せ之印刷書は先日畢德曼より威妥氏へ見せ置
候由に付、先々之偏聴には不相成事と被察申候。此書認
候最中今日畢德曼氏来話之趣には、此間暫時ヒットマンと談、今
話いたし候後相認候事午
前威妥氏へ参り談話候処球島一件之書面篤と熟覽いた
し候よし、小生よりも何とか此一件に付談話も可有之
処、只今迄は一言も不承候間何卒談話もらし承り度様申
居候よし。右は畢竟小官事球島事件は御委任之本務に無
之、且自国に而当然之御処分に相成候球島一件を自我彼
是相談らしく外人に談話いたし候は却而いか、しくと
存、小官よりは何とも不申出候へとも、白露公吏又は独
乙公吏同人ヒットマンの説に而は見込相違に候へともいか、可有之が、
ヒットマン平生之愛憎より見を起し候事も有之哉に被思候、扱は避
暑談話之序等彼より少々申出候事も有之に付、諸公吏中
に而球島一件之議も有之候哉と相尋候処、別段各国へ関
係無之候事に付格別に談話いたし候事も無之と申候のみ
に而外に尋問いたし候様子も無之に付、此方よりも強而
不申聞候。右之次第に付英公吏へも只今迄は每逢に彼よ
りも不申出候付、此方よりも素より球島事件には談及い

たし不申候へとも、此方より依頼之姿に不相成様、談緒之運にも相成候は、談話に及候事も可有之候。扱また外務卿之別信にも申出候通り、威妥ハルトとも球島処分前に一応支那へ挨拶有之候は、可然事に候へとも、右取計方支那を輕蔑するに当り我国に而は免角外交上に曲徑邪路を歩行するとの申分有之由に候。畢德曼氏も右には少々不尤とも不考様子相見候に付同人江者、球島一件從來我政府に而支那と約束いたしたる事無之に付、挨拶に不及に而不都合無之、支那に而は兩屬と相心得よしに付処分前に挨拶いたし候は決而処分は出来不申、且つ朝貢等支那に而球人に被欺騙候一事は非我邦之所知云々と申聞せ置候処、いつれ帰路天津に而季鴻章にも逢候心得に付、此等相心得置候而よろしきと申居候。爰元へ滞居候而も最早格別之事も有之間敷に付明後日当地出足天津に赴き、夫より上海に而東京へ電信を以進退相伺候覚悟之よし申居候に付任其意置候間、右様御承知可被下候。

去月廿七日懸合之上総理衙門へ參り申候。恭親王は公用有之よしにて出会いたし不申、董恂沈桂芬王文韶夏家鎬

四大臣出會に付只今迄は免角御目に當り候。每々議論之間敷事のみ承り候に付、此よりは何卒我本務之親睦交際いたし度久々拜晤不致に付相何度參上之段申入候処、彼等も同様挨拶いたし種々対酌閑話罷帰申候。臨去いつれ追而弊館にも御來臨相願候故恭王爺へも可然御伝語被下度、尚諸公にも其節者必々御入來被下候様申入候処、いつれも欣然參上可致申居候。しかし球島一件は彼よりも何とも不申出候付一切談し不申、多分先日グラント氣付に而照會書差出候故万安心いたし居候事と被察申候。尤丸々泣寢入に申分には有之故懇と申上置候いたし候覚悟には有之間敷、グラントより我政府にも兩國和平之儀は切言切告いたし候故、兩大員応接候は、何と敷少しは支那の面目も相立候様いたし呉候事と総署に而は思込候事歟と被察候間、御疎は無之事と奉存候へとも為念申上置候。先は用事のみ拜酬旁如此に御坐候也。頓首

十月初五

再啓 時下御保畜專一に御坐候。此回は外務卿へ別に巨細之私信差出不申に付、此書面御伝覽被成下度。山田工

部卿へも御序よろしく御伝声相頼申候。

機拝復

春畝盟台坐下

〔別紙④〕

宍戸璣書翰 井上馨宛

明治十二年十月七日

以別信申進候。過日ピットマン氏当地江來着、兼而内命を奉候趣を以球島一条に付英訳之書類をも持參、当地在留英公使ウエード氏及総稅務司ハルト氏等江も相示、我政府処分之不正ならざるを明示し、且各国公使及清国政府之意衷相探り可申段内談有之候に付、任其意同氏自己之議論を以時々兩氏江面晤為致候処、ハルト氏見込にては失和開畔者元より清国政府之所志に無之而已ならず且所不能に候得者、追々我処分之非理にあらざる之証を得候は、數回往復之末者竟に泣寝入に歸し可申様申聞、追々ピットマン氏之駁議を容先我国之処分を以全く非理

とは不存候様子に有之候。ウエード氏者右一事に付別に關係不致旨申聞候得共、今度球島一条に不限台湾之事件杯免角我国より清国に対し欺凌に近き挙動多く唇齒之國柄有之間敷筋に有之、尤清国に不限我国外交上之政略は正大公明之処分少く、免角曲徑邪路を行くか如き事多く、各国政府之不快とする所杯他公使之評説有之旨申聞ピットマン氏（此説多クオンプランド氏より出るカトシ）候。球島所属之事に付而者異論者無之候得共、同島より清国江貢獻冊封之因有之候事を承知いたしなから、最前一応清国江引合もなく直に廢藩に及候事は則公正之処分に無之杯申出候に付、ピットマン氏に者該島兩属之事は即両間に陰陽するものにて、日本政府にては断然我処有と信証候より今般之処分に及候事に有之、且英国政府にても其儀者十分認証可致筈に有之、即先年同政府より甕島襲撃之際（流）流球船を燒燬し是を戦利と見做候は勿論、既に台湾事件之結局清国政府より賑郵金を差出候折柄、右憑单者ウエード氏之下草に係り候処、琉球を以日本所属と認候明文有之条弁駁及候処、同氏に者右様之明文有之候事は記憶不致杯通辞申出候

間、其儘にいたし候由談話之次第委敷申聞候。右等は同人婦朝之上者委曲御面稟可及儀と奉存候得共、談話之儘為御心得申上置候。

一 我銀貨清国於而通用方ピットマン氏に相談、総稅務司に遊説可為致旨大藏卿より当時当地滞在竹添進一郎迄申越有之、ピットマン氏にも心得居候由にて追々ハルト氏江談判候処、同人に者異存無之に付表向駐劄公使より総署江照会候は、在內取扱可申旨申聞候由。

右様公然照会候筋に相成候者、大藏卿より進一郎迄之指令状而已にては難取計被存候に付、猶大藏卿江御引合之上清国政府江可申入旨更に訓状御下付被下度存候。尤今般之紛議落着前は申出候も却而不都合哉にも愚考仕候。猶御賢慮有之度候。右申上度如此候也。

明治十二年十月七日

駐清国特命全權公使 六戸璣

外務卿井上馨殿

〔編者註〕本書翰の本紙は早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」

B 359-6として整理されており、早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』第六卷一五八頁に583-220書翰として収録されている。また、別紙②は早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B 359-5、別紙③は同B 359-4として整理されており、それぞれ早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』第六卷三八七頁「掲載該当書翰中非収録分」の10と9に相当する。

16 三条実美書翰 大隈重信宛

明治十四年三月十四日

布哇国皇帝来る十六日延遼館御出発に付、明十五日午後第三時より同五時迄の内に同館へ参向名刺可差出、此旨及通達候也。

明治十四年三月十四日

參議大隈重信殿

太政大臣 三条実美

(明治十四)年()月()日

追て御出發当日新橋に於て奉送の向は不及其儀候也。

17 三条実美書翰 大隈重信宛

(明治)十四年十月十一日

今般御巡幸供奉にて帰京相成候に付明十二日より十五日間の休暇を賜り候条、此旨及御通達候也。

十四年十月十一日

三条太政大臣

大隈參議殿

18 三条実美書翰 大隈重信宛

自盛岡之貴翰落手致拜見候。酷熱之候聖上益御機嫌能被為遊御巡幸奉恐悦候。将又貴官弥御清健供奉一統無異之由抔賀此事に御坐候。於当方も両皇后宮奉始明宮滋宮益御機嫌能被遊御坐候。隨而拙者始内閣一同無異罷在候。御安意被下度候。過日は那須原野藤¹石卷等御巡視被成候由、別而御苦勞に存候。同地方工事着手之御御巡幸に際し貴官方之巡視に逢遭し、一層奮勵将来之為め好都合と存候。且又沿道民情も平穩之由一段之義²に御坐候。当地も格別相變儀も無之、都而平穩に御坐候。輦路日々酷熱之趣實に不堪想像候。当地も残暑之候に相成候而より格別炎熱相加り、殊に降雨少く殆ど³難凌程之日も有之申候。併し昨今朝夕は少しく微涼を覚申候。貴論之如く豊作⁴之徵候は中国北国辺も同様之趣に伝聞致し⁵、御同慶之至に候。只此上は風災無之様祈望に不堪候。当節は北海道御途中と存候。異候之地別而御自愛是祈候。先は貴報迄。草々如此御座候。敬復

大隈参議殿

三条実美

同局へ御廻に相成同局より登録為致候様有之度、此段及御照会候也。

十年四月十三日

太政官書記官

【史籍協会本】 1 野藤↓野蒜 2 一段之義↓一段之美 3

殆と↓殆んと 4 豊作↓農作 5 伝聞致し↓伝聞

大隈大藏卿殿

致

〔編者註〕 日本史籍協会編『大隈重信関係文書』第四卷三四五

20 太政官書記官書翰 大隈重信宛

頁には明治十四年九月とあり。

明治十一年四月七日

19 太政官書記官書翰 大隈重信宛

別紙之通宮内卿より上申相成候に付供高覽候也。

明治十一年四月七日

太政官書記官

(明治) 十年四月十三日

大隈参議殿

現今軍事に關係之電報新聞紙へ登録之儀は惣て警視局に於て検閲之上各新聞社へ下付候に付ては、自今各省より

〔別紙〕

該社へ下付登録可為致件有之候節は直に下付無之、一切

徳大寺実則書翰 三条実美宛

明治十一年四月七日

明八日上野公園より還幸掛け飯田町壺丁目参議大隈重信
邸へ御立寄被為遊候旨被仰出候条、此段申進候也。

明治十一年四月七日

宮内卿 徳大寺実則

太政大臣三条実美殿

〔別紙〕

太政官書記官書翰

三条実美・岩倉具視・大隈重信他四名宛

(明治) 十二年二月二十七日

来る三月一日土曜日に付正午十二時御陪食被仰付候条、
御申合之上同日御陪席之御人名御申越相成り度、此段申
進候也。

21 太政官書記官書翰 大隈重信宛

十二年二月廿七日

宮内卿 徳大寺実則

(明治) 十二年二月二十七日

太政大臣三条実美殿

右大臣岩倉具視殿

参議大隈重信殿

参議大木喬任殿

参議寺島宗則殿

参議伊藤博文殿

参議井上馨殿

別紙之通三月一日御陪食被仰付貴官当日御陪席御順番に
相当り候条、此段開申仕候也。

十二年二月廿七日

太政官書記官

大隈参議殿

22 寺島宗則書翰 大隈重信宛

(明治二)年七月二十四日

甲鉄船ストーンヲール代払方之儀に付、ロベルトソンより差出候書簡訳差進候間、委細者書面に而御承知可被成候。此段及御達候也。

七月廿四日

寺島外務大輔

大隈大蔵大輔殿

〔別紙〕

ロベルトソン書翰 井関盛良宛

明治二年七月十二日

甲鉄船ストーンヲール代払方之節紙幣と正金と之相場之

差有之、右余金者洋銀^{〔七方二下〕}十二万八十六弗十一セント之高に而、則拙者共手江御預り居申候。但右紙幣之相場者正金百弗に付百四十弗^{八十セント七歩五厘}七十八セント替に御坐候。右之序に申上ん。先達而オールト氏より引取候銀塊之義、印度之貨幣局江差送候処免角潮合宜しからず損耗之由。尤近々同所より勘定書送越候積に付、委細之義は其節御掛合可申候。

右之次第ゆえ前書ストーンヲール代余分之高者右銀塊之損耗高相分候迄者、矢張其儘拙者共手へ御預り申置候へ者別段之面倒も有之間敷存候。且又当時印度之引替相場も多分下落中と存候に付、銀塊之為に者殊更折悪しく御坐候。右銀塊支那に而者売捌方出来不申候。此段申上^{〔上〕}候。以上

六十九年第八月十九日

ロベルトソン

神奈川知県事台下

23 寺島宗則書翰 大隈重信宛

(明治)十二年五月九日

過般当方より伊国公使へ差遣候改正条約案之儀に付、同公使意見別紙訳文之通申出候間乃至御廻付候也。

明治十二年六月廿日

外務卿 寺島宗則

往^レ第百二十五号^ル

兼て及御協議候伊国と可締結条約改正案は既に当省より太政官へ及上申候に付、右御裁可相成次第伊公使へ可相達。其節関税目更正案も同公使所望に依つては該公使へ可示と存候に付、右改税案英文共至急御取調御廻送有之度、此段申進候也。

十二年五月九日

外務卿 寺島宗則

大蔵卿大隈重信殿

以国及び日本両国間の通商条約改正の約書草案中、余の注意せし諸件を左に陳列す。

第一 一の至大の遺漏、即ち新税目は約書中の一部分と看做す可く、故に約書と同一の期限たる可しと言へる一条を欠くこれなり。

第二 約書の期限を十年と一定せしは余に於ては甚だ短少なりと思惟せり。少くも之を十二年と為す可し。

第三 以国に於ては輸出税は惣して課せざるか故に、第二條の編纂は改換す可し。

24 寺島宗則書翰 大隈重信宛

明治十二年六月二十日

第四 内地に以国人を入るを許可するに關する特別且つ互に相協議せし約書は之に調印するを約定するか故に、他の二港新開を許可する所の第五条は不要に屬せり。

第五 第七条は現存居留地内の裁判權に付き過度の交換を來し、故に以国政府に於ては之承認せざるや必然にして、余の草案中には以国人若地方規則又は警察規則を犯せる場合に於ては、以国領事裁判所にて日本法律を照行す可しとの意見を陳へたりし。この事たる現今存する所の景狀に比すれば已に巨大の一変革たる可く、之より尚ほ一步を進め得可きことは恐くは理に合せざるに似たりと余は思惟せり。

第六 第九条の編纂に於けるも亦改換を要す可く、通商条約書に依り制定せし航海の權利を除き其他都て該条内に掲ぐる諸權利、即ち以全国内に於て購求貿易居住の權利は、該王国の憲法に照し外国人一般に於るか如く日本人に已に許可せしものなり。

以上記する諸件は約書草案中目下陳述す可しと思惟する

所の余の自己の意見にして、吾政府確實の志旨は後日を待て正に之を報道せんとす。

25 徳大寺実則書翰 大隈重信宛

(明治) 十一年四月十五日

過日御差出相成候書画類之内、御手許へ御留置相成候分十八点御覽済に付致返進候条、御領収有之度候也。

十一年四月十五日

宮内卿 徳大寺実則

参議大隈重信殿

26 徳大寺実則書翰 大隈重信宛

明治十三年十一月十一日

兼て岩倉右大臣より御内談申入有之候華族保護の爲め当省に於て金円借入之義、別紙之通大藏卿へ申入候。尤金拾万円は差向必用¹に付此節受取申度。残金貳万円は来る十二月交付之義等貴官御関涉之儀に付宜敷御含有之度候。此段申進候也。

明治十三年十一月十一日

徳大寺宮内卿

大隈参議殿

【史籍協会本】 1必用↓必要

〔編者註〕 日本史籍協会編『大隈重信関係文書』第四卷一七二

頁には、次のような別紙が掲載されている。

「今般当省に於て必要御用有之候間、金拾貳万円年六朱之利付を以て借入申度。可然御繰合早々右金額御交付相成候様致度候。此段申進候也。」

明治十三年十一月十一日

大藏卿佐野常民殿

宮内卿 徳大寺実則

追て本文金額之内金拾万円は此節御渡有之度、残金貳万円は来十二月御渡之義と御領承相成度、此段申添候也。」

27 徳大寺実則書翰 大隈重信宛

(明治) 十三年十一月二十日

拝啓 昨冬以来御沙汰相成候御手許へ御差上可相成貴官写真未た御差出無之に付ては、屢御沙汰之次第も有之候に付内閣書記官を以て致御催促置候処、未た御差出不相成。然るに外勅奏任官分は追々差出即今に至り粗取揃之場合候間、此際至急御差出有之候様致度候。此段得貴意候也。

十三年十一月廿日

大隈参議殿

徳大寺宮内卿

(明治) 十四年七月十四日

28 徳大寺実則書翰 大隈重信宛

(明治十三) 年十二月十日

一 金三百五拾円

右者月衛費として壹ヶ年金七百円下賜之内当半季分及御
回送候条、御落手可有之此段申進候也。

十二月十日

徳大寺宮内卿

大隈参議殿

29 徳大寺実則書翰 大隈重信宛

今般山形秋田両県及北海道御巡幸之節御列内供奉可被成
之処、此程御所勞中に付御列外供奉被成度旨御願出之趣
早速遂奏聞候処、御願出之通被仰出候条此段及御達候也。

十四年七月十四日

徳大寺宮内卿

大隈参議殿

30 富岡敬明書翰 大隈重信宛

明治十一年六月十一日

県下之景況は先般内務卿江上申之末尚遂探偵候処、全く
高知県之氣息を仰き処々に嘯集画策する所あるか如し。
抑県下党派之多きは兼て御承知之通りに候処、近来北垣
大書記官不平士族之内重立候者等寓居江呼寄せ、就中木

村弦雄なる者今度故広沢参議暗殺一件に付大坂検事局より捕縛候前夜寓居に於て密談する等其挙動不容易、随て属官等疑二を抱き外患は差置内憂不知所底止、事情切迫に付不得止別紙之通り内務卿江具状候条、可然御詮議被下度。尤事実御聞糾之上ならでは御採用難相成筋に候は、直に上京可仕、固より難県奉職之上は一身之生死は兼て覚悟の前に候得共、故造之奸策に陥り候は遺憾至極に付幾重にも御了察奉仰候也。

明治十一年六月十一日

熊本県権令 富岡敬明 印

大隈参議殿

〔別紙〕

写

当県大書記官北垣国道儀、勸業其他百般之事業興隆之方法等に於て従来小官の見込と始終背戻、進ては面従し退ては誹謗す。命令自から二途に出るの姿にて、属官等に至る迄随て疑惑を懐き施政上多少妨碍を生し候儀は兼て

苦慮罷在候処、今度地方官會議濟婦県後之挙動尚一層甚敷可怪廉々不少、且不平士族之術中に陥るの事跡有之。然るに方今県下人情不穩之時に際し、右様之形状にては外患は差置内憂立に生するも難計と日夜痛心に不堪、事情逼迫し旁以て到底和合協力場に至り兼候は必然に付何卒同人他に転任相成、別に相当之人物御撰挙有之候様致し度、此段具状候也。

明治十一年六月十一日

熊本県権令 富岡敬明

内務卿伊藤博文殿

追て本文之事實具に御聞糾可相成儀に候は、直ちに上京詳細可及言上、此段も申上候也。

〔編者註〕 日本史籍協会編『大隈重信関係文書』第三卷三四八

頁では右の別紙は収録されていない。

31 福沢諭吉書翰 大隈重信宛

(明治十二)年五月五日

物、御試被下度奉存候。以上

益御清安被成御座奉拝賀候。陳は先達申上候矢野文雄も

尊宅へ参上悠々御目に掛り候由。小生義は先月廿日頃よ

り箱根へ入湯一昨日帰宅、今朝矢野氏へ面会い才事情承

候。この人物弥以御採用可被成哉、然るときは当人は迄

新聞社之関係も有之、唯今より少しつゝ、心工面も不致而

者不叶次第。就而者事之成否内々御洩被下度。身分之義

も先日一寸相伺候通り初より四五等扱とは不都合、先づ

百円と談し其処に而居合候事に付御含置奉願。免も角も

出来候事ならば早く相願度。自儘ながら御催促申上候。

此段内要用申上度。早々頓首

五月五日

福沢諭吉

大隈先生侍史

尚以内国債之公告も出たり。この事に付而も新聞紙杯へ

論し度ケ条も有之、本文矢野なれば筆は十分に立候人

32 福沢諭吉書翰 大隈重信宛

(明治十二)年七月八日

先日は参堂寛々得拜話難有奉存候。昨日土山君より矢野

氏明細書差出候様御文通、則別紙之通りに御座候。兼而

申上候如く同人は一方に身を委て従事する積り、就而は

御雇よりも本官之方志願に御座候。其辺も御含置奉願

候。但し是は唯々御都合に任するのみ。右要件而已申上

度。早々頓首

七月八日

福沢諭吉

大隈先生侍史

33 福沢諭吉書翰 大隈重信宛

(明治十二年) 一月二十七日

(明治十二年) 年十二月十二日

益御清安奉拝賀候。陳は嘗而御内話申上候矢野文雄之義御相談中彼の事変其後御混雜と存し差扣居候得共、同人義も其事之進退に由り覚悟いたし度ことも有之に付、一応御様子奉伺候。定而御省中事情之變したることもあらん、無理に同人を進る義は万々無御座全く御都合に任せ候事なれとも、現今之事態に而取不敢兩様之処御一報を願ふのみに御座候。右要用申上度。早々頓首

(ママ)
二月廿七日

先日より毎度清襟を煩はし恐縮之至、芳情不知所謝次第に御座候。昨夜河瀬之宅江参り熟々談話別紙之趣意を以てい才大隈先生江も御話致置候旨申述候処、河瀬君之考にも至極尤なる次第速に商議可致との義に付何より多数之御商議は御無用、願くは一二貴要の御英断を乞ふと迄に申し、意味通達して引取申候。依而為念右書面之写壺通御手許へさし出置候。此段要用而已申上度。早々頓首

十二月十二日

福沢諭吉

大隈先生侍史

福沢諭吉

大隈先生侍史

〔編者註〕本書翰は慶應義塾編『福沢諭吉書簡集』第二卷八八

頁に、発信月の「二月」は五月か六月の誤記である旨、

指摘あり。

34 福沢諭吉書翰 大隈重信宛

一月卅一日

(明治十二年一月三十一日)

大隈先生侍史

福沢諭吉

不順之氣候益御清穆被成御座奉拝賀。先日は拝趨御他出

〔別紙〕

前御妨仕恐縮之至。其節御話スタチスチク之義に付、小

小幡篤次郎

幡氏へ御面会も可被成旨早速同人江申聞候処、兼而其志

阿部泰藏

す所何卒御目に掛り様々何度義も有之、旁以御都合次第

猪飼麻二郎

何時に而參上仕度、御序之節其日時御一報奉願候。当塾

スタチスチツクの仲間

森下岩楠

之社中に而旧年来申合時々相談はいたし居候様子なれと

森島修太郎

も、逆も人民私之仕事に參るへき事柄にあらず。何とか

吉川泰次郎

工夫致度と唯々話に日を消し居候折柄、偶然に其御省之

日原昌吉

思召立何卒尽力為致事に御座候。別紙姓名は先つ其仲間

伊東銃一郎

之数に候得共、固より特に其道に長したる人物と申にあ

高木怡莊

らず、或は事を為す間に退屈して脱社する者もあらん、

古渡資秀

旅行する者もあらん。唯今は有志と称する人之名を挙げ

須田辰次郎

たるまで之事に候得者、決して当てに者被成下間敷候。

四屋純三郎

右は要用而已申上度。早々頓首

高力衛門

外に

是は統計局の人

杉亨二

新井金作

呉文聡

36 福沢諭吉書翰 大隈重信宛

(明治十二)年三月十五日

爾来御無音申上候。春暄之節益御清穆被成御座奉拜賀。陳は例之一条申上候も面目なき様に存心外之至に候得共、河之清を待つ人寿幾何ぞ。今日に至而は老生之志願唯速に黒白を決するに在るのみ。一昨日楠本へも話し事不成ならば却下之二字を公然と頂戴いたし度。其上に而又第二第三之策に取掛候積りと申述候事に御座候。老生窃に案するに都而正理論と申は仮令事実に不都合に而も突出に而も一時は有力なるものゆへ容易に潰れ申間敷存

候間、爰に老生も勘弁いたし、極而窮策先きの見込も立ざる事なれ共、大藏卿之特權然も其權内に在て他より喙を容る、こと能はざる彼の一年度限り之拝借相願度。此一段に至而特に懇願之次第は、其一ヶ年拝借之利子を極々低くする歟、若しくは無利足にして抵当之公債証書も御払下げ等に而多少之便利を御附与被成下候得者、又一時を凌く之方便たるべし。即ち出願之趣は難聞届候得共、特別云々之訳を以て金〇〇万円壹ヶ年限り貸し遣すと申趣意なり。老生之目論見は此一年之拝借いたし候内一年之間に世上之有金有志者に説き、金を借りて拝借金上納之積り。若し世上に金を出す者あらざれば公債証書を売却して返上する事なり。其節に至り証書非常に下落すれば少し当惑なれとも、先つ左様之憂はなきものと見据て安心するのみ。

此策は如何に可有御座哉。これなれば流石に正理論にも妨はなきことならん。唯先生之御一決に存すること、信し候。

右は誠に下策に而固より満足すへきにあらず。何処まで

も最前之願意を持張いたし度候得共、何分にも時日と精神とを費すの難渋に堪へず。窮鳥枝を撰ふに違あらず、敢而内情を吐露いたし候義、尚幾重にも御勘考奉願候。

昨年より不図ケ様なることに取掛り老生之精神を費したるは実に少々ならず。若しも此精神を他に用ひたらは既に一部之良書を著述して世に益したる事もあらん。人事艱難金匱も亦貴重なる哉。御一笑可被下候。此段要用申上。何卒御一報奉願候。頓首

三月十五日

福沢諭吉

大隈先生侍史

37 福沢諭吉書翰 大隈重信宛

(明治十四) 年三月十日

益御清安被成御起居奉拝賀。別紙四通は兼而認置候小生

之国会論中之一段に御座候。御一覽相願度。大抵御考と齟齬いたし候事は有之間敷哉に存候。尚高評を乞ふ。早々頓首

三月十日

諭吉

大隈先生侍史

本文は随分大部未だ他人に示さず。其内追々可奉入御覽奉存候。

38 森有礼書翰 大隈重信宛

(明治十二) 年十二月十六日

在英京全權公使上野景範より同国外務卿江差送候書簡中保護税に論及候処、最前同人に附与候訓条者勿論内達書及右に添候公信中をも比較候処、全く其文意無之候。即朱批を以標出いたし置候上、其他訓条外に出候条二ヶ所

此亦朱批いたし呈貴覽候也。

十二月十六日

大隈大藏卿殿

森有礼

〔別紙〕

上野よりサリスブリー侯への贈翰

貴我両国間条約改訂之儀に付、今般我政府より拙者へ送越せし訓状の訳文を今爰に閣下に進達するに当り、我政府右改訂を要する諸般の情実并に其之を請求するの条理を聊か左に開申に及び候。拙者へ宛たる右訓状中記載の通り我政府此改約に於て期望する所は、我帝国固有の主権就中貿易章程及輸出入税目を整定するの権理を拡張せんと欲するに在り。抑も独立国の権理たるや外国貿易を制定する如きは最も其不可争の権理たり。然るに従来日本に在ては条約の爲めに姑く此権理を行れさりしも、是只一時の間絶たるのみ。仍て我政府は今や当に条約を改訂して二十年前事情不通の故に失ふ所なる此権理を恢復

し、施為の自由を要求すべきの時なりとす。現に此改約の権は条約面に即ち其明文あり。仮令其明文之れなきも元来貿易条約の如きは決して永久不易のものに非ず。事勢の変遷に随て宜しく之を改正すへきは既に一般に公認せらるゝ所たり。即ち我国近来大に其政略目途を変更し、其状態の昔日と相同しからざる實に此改訂を要するに足れり。加之現今（マダ）今我国新たに間税（関）を設けて歳入の額を増し、以て一には国費の需要に充て、又一には直税既に重きに由り間税を以て之に代ふるの極めて必要たるに至る。且又平均五分以下の課税を以て百般の貨物皆外国より輸入し来るか故に、我國民新たに工業を興起せんと欲するも、之れか為に其志を起すを得ず。是に於て我政府は外国に対し相当に競争するの勢に至る迄は先つ姑く内国の工業を保護し、低価を以て輸入品に压せらるゝの患なき様地方の事情に應じて物産の製造に着手せしむるを政府の職分たるべしと思考す。且又僅に名義のみに過ぎざるの課税を以て外国製産品に相当の税額を課すること難くして、緊要且正当なる間税を収入するを得可ら

す。〔欄外①〕 實に我國の理財施政及工業に關し不得止の情實現に如斯きに付、我政府は適宜に我自國の税則を設定するの自由を復するを至當とし、且必要となすなり。此外の条件に至ては協議の日に及んで尚發論すべしと雖も、今日に於て最も其至要とするは税權の事に在り。我政府今般の條約改正を主張するの旨主、即ち大要如斯しとす。元來我國は五分より多からざるの税額を以て外國品の輸入を許容するの義務を負ふと雖も、我國に對しては同例を施すの國なく、我國の物産は各國の諸港に於て皆其品數に應じて充分の税額を課せられ、我國の重なる輸出品たる茶煙草の如きは其税を課せらるゝや、到る処殆んど皆格外の重税と云ふべし。〔欄外②〕

我國の貿易は我帝國に於て与ふる所の便益に向て其報償を他國より受るを得ず。然れとも我國より他國に此等の便益を与ふるも猶ほ從來の税則の如きにては、輸入貿易の爲めに不都合なしとせず。是れ則ち此税則を改正するに於ては我國の外國貿易に如何の实效あるべき乎の説を閣下の考案に供する所以なり。尤も我政府に於ては今般の

税則改正に於て外國の利益を損することあらんとは思慮せず。外國貿易は却て之か爲めに到底著しき利益あるべきを信するなり。其理由左の如し。

日本へ外國品の輸入は殆んど無税も同様の輕税なりと雖も、數年來其更に振はすして衰微の甚きは日本との貿易は全く利益なきに至りたりとの慨歎を外國人中に發するに至る。此不景氣の原因は暫く之を擱き、日本より輸出の物価は之を輸入の物価に比すれば常に大約二歩三步の割合にして、此差違を償ふか爲めには金銀貨幣を輸出せざるを得ず。外國貿易の情況如此にして尚止まずんは、數年の後は日本の貿易に甚しき禍害を生すべきは必然たるのみ。是れ閣下も亦了解せらるゝ所たるべし。又輸出貿易に於ては輸出税の爲めに妨げられ、盛大なる能はず。然れとも此税を廢するに至らば大に之を振起するを得べく、而して日本産物の海外に其売高を増加するときは外國品を輸入る可き国力を拡充し、隨て輸入の需要も振起すべきは決して疑を容れざる所なり。是故に我政府は請求の通り改正條約成るに於ては輸出税を廢棄せんと

す。仍て此運ひに至らは日本の物価廉値と成り、随て外国貿易上の利益たるへし。若又万一に前頭貿易改良の見込を相違とし、又或は貿易の不景気依然として永續すへしとし、又或は輸出入税共に同時に改正せざるへしとの確説之れありとも、我政府に於ては如此きの想像論を以て我政府現今の見込を破るを得べきものとは認むる能ざるなり。

元来此条約の事は啻に我国との貿易のみに係るものに非ず、我国と海外万国との関係は永く只貿易の一事のみに止るべきにあらざるは、閣下も之を認許せらるべきは疑なき所にして、目下我国は頻りに文化教育に進歩するの國なれば、実に其國權及び國益は特別の認許を得るに足れり。依て閣下に於ては我国の情実及其利益とを以て此論件の大原因と認められんことを希望す。此猶又条約改正の儀に付貴政府の御目途を通知せられ度、且我國の論案貴國の嘉納する所と為り速に改正条約実行相成、貴我兩國の実益を發生候様致度、拙者希望する所に候。右得貴意度如此。敬具

上野景範

〔欄外①〕

朱批する所の論は訓条及内達書とも絶て其文なし。又其意を含める所おも見出さず。

〔欄外②〕

朱批する所訓条載する所にあらず。以下亦同し。

〔編者註〕傍線は朱書きである。

39 山県有朋書翰 大隈重信宛

(明治十二)年五月二十二日

今般思召を以途上護衛騎兵被付候。就而者護衛勤務概略別紙……通「相定、明廿三日午前第八時迄に該兵貴邸へ出頭候様相達置候間、左様御承知相成度。此段及御通知

候也。

五月廿二日

山県陸軍卿

大隈参議殿

〔別紙〕

途上護衛勤務概略

有栖川議長宮 大臣

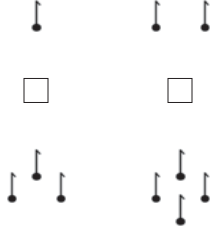
騎兵六騎

内一騎司令軍曹或は伍長

参議

騎兵四騎

内一騎司令伍長或は上等兵



一 護衛騎兵は日々該官邸に出し該官の外出に倍從し途

上の守衛を為す。故に其出頭帰營等の時限は該官の指

揮に依る者なり。

但し夜中並該官外出を為さゝる時は帰營する者²と

す。

一 臨時に該官外出等有て守衛を要する時は、其家令執事より直に騎兵隊の週番士官に通知す可し。

一 護衛騎兵は捻³て東京衛戍の監視に属し、若し途上に事故あれば守禦は勿論と雖とも、内一名は直に衛戍本部并其方面警視署に報知する者とす。

一 護衛騎兵は、勤務の方法等は衛戍司令官より拳示するを以て之を略す。

一 若し騎兵隊諸勤務繁忙にして定員の護衛を出し難き時は、輜重隊の騎卒を以て一時之を為さしむること有り。

〔史籍協会本〕 1 別紙……通↓別紙之通 2 帰營する者↓帰

營するもの 3 護衛騎兵は↓護衛騎兵の

〔付記〕

① 現在、早稲田大学図書館が所蔵する「大隈文書」B 73-1 の大隈重信宛三条実美書翰は、末尾を欠いたまま軸装されて

いる（早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』第六卷一二〇頁、583―101書翰）。これに対し、右「大隈家収蔵文書」第一冊PDF番号一二九の同書翰においては、その末尾の方も筆写されており、それには「〔破損〕 艸々〔破損〕 置申候也。九月一日 実美 大隈殿」とある。

② 本稿上巻1の書翰は、「原安三郎蒐集書画書簡」（早稲田大学図書館所蔵）の一部であることが判明した。本書翰は早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』第十一巻の補遺の部に収録した。

③ 本稿上巻7の書翰は、大隈信幸氏寄贈大隈重信関係文書（早稲田大学大学史資料センター所蔵）にて、「鍋島閑叟書翰」（資料番号4へ4）として整理されていたものと同一であることが判明した。本書翰は井上馨書翰として同第十一巻の補遺の部に収録した。